

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所構内警備業務請負  
仕様書

令和7年11月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所  
管理部 庶務課

## 1. 契約概要及び目的

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）六ヶ所フュージョンエネルギー研究所（以下「六ヶ所研」という。）において、火災や盗難等を防止するとともに不審者の侵入防止及び不法行為を排除することで六ヶ所研の安全と秩序を維持するとともに、財産を保護するための業務を請け負わせるための仕様について定めたものである。

## 2. 業務内容

受注者は、本仕様書に定める事項の他、関係法令や QST の諸規則等を充分理解の上実施するものとし、受注者はあらかじめ実施要領を定め、QST の確認を受けるものとする。

### （1）守衛所及び一般施設の一般警備

#### ①受付及び監視業務

- ・入出構者の受付（一時出入許可証の交付を含む。）及び確認（感染症拡大防止に係る必要に応じての検温等体調確認を含む。）
- ・入出構車両の受付及び確認
- ・門扉の開閉
- ・鍵の保管及び受渡し
- ・監視機器の操作及びそれを使用した構内監視

#### ②通報連絡

- ・入構者対応に係る関係箇所への連絡
- ・来客等来訪時の関係箇所への連絡
- ・無線連絡（巡回中の連絡）
- ・不審時の通報連絡（外部機関への通報連絡含む。）
- ・異常時の通報連絡（外部機関への通報連絡含む。）
- ・緊急時の通報連絡（外部機関への通報連絡含む。）

#### ③巡回

- ・構内外の定期巡回（施錠確認含む。）
- ・任意巡回
- ・特別警戒（協議による。）

#### ④立哨

休日以外の日において、QST の所定勤務時間の前後 1 時間を含む時間帯（午前 8 時～午後 6 時 30 分）について原則、立哨を行う。また、必要に応じて随時に任意立哨を、特別警戒対応を要する場合において QST との協議により特別立哨を行う。

#### ⑤応急処置

- ・初期行動（火災、盗難、天災、破壊等）
- ・事故時の応急措置（防備、避難、警戒）
- ・消防署員の誘導・処置

#### ⑥除雪（冬季間）

- ・冬季間における除雪作業の確認・連絡（基準 10 cm 以上）
- ・安全管理上必要最小限での構内の除雪作業（基準 5 cm 以上 10 cm 未満）

- ・基準は、3.(3)に示す建屋の出入口付近とする。

⑦その他

- ・管理研究棟正面の国旗掲揚台における国旗掲揚及び降納
- ・六ヶ所研究所防火管理規則に基づく「火気関係」(電気器具配線の老化・損傷確認、喫煙所吸殻処理状況確認、施錠確認、終業時火気確認、その他共有部分の可燃物有無等)、「閉鎖障害等」(避難障害(避難口、廊下(避難通路)、階段)、閉鎖障害(防火戸)及び「操作障害等」(屋内消火栓、屋外消火栓、自火報、構内消防水利)の自主検査
- ・夜間、休日の火報吹鳴時の対象箇所の確認・初期対応
- ・入構する車両管理に係る車両入構証の発行を、申請者からの申請に基づき行う。
- ・上記①～⑥に付随する業務でQST、受注者双方協議の上定めた事項

3. 実施場所等(ポスト数)

- (1) 作業場所 守衛所
- (2) 直勤ポスト数 2ポスト
- (3) 警備対象建屋
  - ①守衛所
  - ②管理研究棟
  - ③中央受電所
  - ④給水施設
  - ⑤排水処理施設
  - ⑥計算機・遠隔実験棟
  - ⑦原型炉 R&D 棟
  - ⑧IFMIF/EVEDA 開発試験棟、冷凍機建屋及び附属倉庫
  - ⑨研修・食堂棟
  - ⑩共同研究棟
  - ⑪放射化物保管倉庫
  - ⑫リチウム保管施設
  - ⑬ブランケット工学試験棟

4. 実施期日等

(1) 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 実施時間

QSTの施設管理及び機微情報管理の関係上、作業時間を次のとおりとする。

午前9時～翌日午前9時(休憩・睡眠時間を含む。)

※上記の詳細勤務体系については、QST、受注者双方協議の上決定する。

※QSTが必要と認めた場合、随時変更するものとする。

※業務従事者に睡眠時間、休憩時間を与える場合には、交代で与えるものとする。

## 5. 教育

### (1) 教育

- ①受注者が実施する教育及び訓練
  - (a) 契約開始前に実施する教育
    - ・警備業法に定める必要な教育
    - ・その他、受注者が必要と認めるもの
  - (b) 契約履行中に実施する教育
    - ・就業中の保安教育等を1回／月以上実施すること。

### (2) 訓練

受注者は、QST が各種訓練を実施する場合には適宜参加する。

- ①総合防災訓練
- ②各種通報訓練
- ③初期消火訓練
- ④その他、保安上必要な訓練

## 6. 従事者に必要な要件

本業務従事者は、以下の各条件を満足していること。

- (1) 警備業法について知識を有する者で、警備業務又はそれと同等の業務に関する実作業の習熟者であること。
- (2) 従事者全員につき、次の条件を満たし放射線業務従事者として業務を実施できること。
  - ①放射線管理手帳の交付を受けていること。
  - ②放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく教育を受注者にて受講させていること。
  - ③電離放射線障害防止規則に基づく健康診断を受注者にて行うこと。
- (3) 緊急時に対処できる十分な能力を有していること。

なお、受注者はやむを得ず従事者を交代させる場合には QST の施設管理及び機微情報管理の上から事前に QST に届け出るものとする。

## 7. 支給品及び貸与品

### (1) 支給品（無償）

- ①電気
- ②水

### (2) 貸与品（無償）

- ①守衛所及び同付属設備
- ②椅子、ロッカー、
- ③除雪機及び除雪用具
- ④個人線量計

### (3) 受注者側負担

- ①制服、靴、帽子、ヘルメット、無線機、懐中電灯、警戒棒等

②仮眠用寝具、ベッド

## 8. 提出書類

	書類名	指定様式	提出期日	部数	備考
1	総括責任者届	指定なし	契約後速やかに	1部	総括責任者代理を含む
2	実施要領書	指定なし	契約後速やかに	1部	
3	従事者名簿	指定なし	契約後速やかに	1部	
4	防火管理業務の一部委託状況表	QST 様式	契約後速やかに	1部	
5	警備報告書	指定なし	毎日	1部	
6	出入門管理台帳	指定なし	毎月末	1部	
7	防火管理規則に基づく点検表	QST 様式	毎月末	1部	
8	緊急連絡系統図	指定なし	契約後速やかに	2部	
9	事故報告書	指定なし	その都度	1部	

※その他、QST が必要と認めた書類

(提出場所)

QST 六ヶ所研究所 管理部 庶務課

## 9. 検査条件

仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと QST が認めたことをもって検査合格とする。

## 10. 特記事項

- (1) 第2項に定める業務を実施する場合において QST の就業時間中は立哨警備をできる限り実施するとともに、就業時間外においては、作業出入者の作業終了まで隨時巡回監視する。
- (2) 受注者は本契約の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理するとともに、QST の承認なく第三者への開示、提供を行ってはならない。また、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとするときは、あらかじめ書面により QST の承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、異常事態が発生した場合、QST の指示に従い行動するものとする。
- (4) 受注者は、従事者に関して労基法、労安法その他法令上の責任及び従事者の規律・秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うものとする。
- (5) 受注者は、QST が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (6) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。
- (7) 受注者は、故意又は過失により業務履行中に QST に損害を与えた場合には、QST の指示に

従い、受注者の負担において損害の回復、賠償その他の措置を取ることとする。

- (8) 受注者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、新規受注者に対してQSTが実施する基本事項説明への協力をすること。なお、基本事項説明の詳細は、QST、受注者及び新規受注者間で協議の上、一定の期間（3週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。
- (9) QSTの他事業所又は他社等において既に放射線業務従事者として指定されている者にあっては、本契約の従事者として指定できないので注意すること。
- (10) 受注者はQSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QSTの規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

## 1.1. 総括責任者

受注者は、本契約業務を履行するに当たり、受注者を代表して直接指揮命令する責任者を選任し、次の業務に当たらせるものとする。

- (1) 従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関するQSTとの連絡及び調整
- (3) 従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項

## 1.2. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約においてグリーン購入法に適用する環境物品が発生する場合はそれを採用することとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）においては、グリーン購入法に該当するためその基準を満たしたものであること。

以上